

中井町ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中井町ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という）に基づき、町ホームページ広告の掲載基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告禁止表現)

第2条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」、アラートマーク等の表現

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー、選択できるように見えるラジオボタン等

(4) 町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの

(例) 「教育相談」、「職員採用情報」等

(5) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告の制限事項)

第3条 広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) イメージ等の画面が点滅するものは、その点滅間隔を0.4秒以上とする。

(2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を2秒以上とする。

(3) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。

2 町は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。